

オンライン傍聴の留意事項

オンラインによる傍聴者は下記の事項を遵守すること。
遵守できない場合は傍聴することができません。

- 1 公衆無線LANサービスは使用しない。
- 2 アンチウイルスソフトがインストールされていない等、適切なセキュリティ対策が施されていないパソコン又はスマートフォンなどのタブレット端末を使用しない。
- 3 インターネットに接続しているパソコン(カメラ機能がある、又は外付けで接続したもの)又はスマートフォンなどのタブレット端末については、通信回線の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても運営者及び市はその責を負わない。
- 4 通信費用等については、傍聴者の負担とする。
- 5 御利用の通信機器にオンライン会議アプリのインストール等に制限がないか、あらかじめ確認し、傍聴者が設定する。
- 6 傍聴にあたっては、会議中、カメラ及びマイクは必ずオフ(ミュート)にする。オフでない場合、事務局側でオフ(ミュート)にする。
また、画面上の名称は傍聴者とする。
- 7 傍聴により知り得た内容については、運営者等が公表するものを除き、転用等を行わない。
- 8 オンライン会議の URL、ミーティング ID、パスワードを傍聴者以外の者に伝えない。
- 9 オンライン会議のスクリーンショット(静止画及び動画)の取得、同スクリーンショットをインターネット等で公開、URL の共有、音声の録音は行わない。